只見小学校いじめ防止基本方針 平成26年2月策定

(令和6年4月1日一部改訂)

只見町立只見小学校

1 『只見小学校いじめ防止基本方針』策定の目的

〇 本方針は、「いじめ防止対策推進法 (第13条)」(平成25年法律第71号)、「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定)にのっとり、只見小学校のすべての児童がよりよい学校生活を送ることができるように、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に定めたものである。

2 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒等一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。 (「いじめ防止対策推進法」より平成25年6月28日)

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。 そして、いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児 童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

3 方針

- (1) 「いじめ防止」のために、取組内容、早期発見・早期対応のあり方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修による防止、早期発見、対応等の包括的な取組方針や指導内容のプログラム化を図る。
- (2) 「いじめ対応」に係る教職員の資質能力向上を図る取組や対処方法を年間計画により具体的に 設定し、PDCAサイクルを見通した運営及び実施ができるようにする。

【基本的な考え方】

いじめの未然防止といじめのない学校づくりを最重要の取り組みとし、日々の充実した 学習の中で、子どもたちの心と感性を育み、併せて、日常的に「児童の自他を尊重する 心」や「自己有用感」を醸成していくことを大切にする。

4 いじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会

			教	頭		
	L	只見小学校	交「いし	じめ対	対策委員会」	
[校内職員 】			ľ	校外関係者 】	
	校長、教頭、教務主	E任、養護教	諭	0	警察	
\circ	生徒指導主事			0	人権擁護委員	
0	各学年担任			0	主任児童委員	
\circ	主事			0	その他、校長が必要と認めた者	
\circ	特別支援教育支援員	1				

※ 当該組織は、学校が組織的にいじめ防止の諸問題に取り組むにあたって、中核となる役割 を担い、いじめ防止に係る具体的な取り組みを行う。

		\
【いじめ対策委員会の具体的な取組】		
□いじめ防止基本方針の見直し・改善	□いじめ防止基本方針に沿った実践と検証	
□いじめに係る情報収集	□校内研修の企画・運営への助言	
□只見町いじめ問題調査委員会に向けた報	□いじめ発生に係る全職員への情報提供	
告の準備	□只見町いじめ問題調査委員会への引継ぎ	
		_/

(2) 生徒指導協議会(職員会議終了後)

月に一度開催する職員会議において、全教職員で配慮を必要とする児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

5 いじめの未然防止のための取組

- (1) 学級経営の充実
 - 日常的な観察を通して、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
 - 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
 - 児童一人一人が活躍できる学級集団づくりを進め、集団の一員としての自覚をもたせる。
- (2) 道徳教育の充実
 - 道徳の授業を通して、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に 防止したり、自己肯定感を高めたりする。
 - 児童の実態に合った題材や資料等を取り扱うとともに、児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心遣い」「優しさ」等にふれることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。
 - すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心等を育てると ともに、いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。

(3) 人権教育の充実

- すべての教育活動を通して人権教育を推進し、児童が相手を思いやることができるように、 人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- いじめは、相手の基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない ことを児童に理解させる。
- 人権強化月間を年2回設定し「思いやりの木」の活動を通して、友達の思いやりのある行動を見つけ、掲示や発表していくことで、互いに尊重し合っていけるように実践化を図る。

(4) 情報モラル教育の実施

○ 児童のインターネットや携帯電話等の使用状況調査を行い、実態把握に努めるとともに、児童への情報モラル教育を実施し、プライバシーの侵害について考えさせる。また、保護者に対してもルールやモラルに関する啓発や研修会を行い、ネットいじめの予防を図る。

(5) 体験活動の充実

- 体験活動を通して、児童が他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気付き、発見し、体得できるようにする。
- 協力したり協調したりすることで、人とよりよく関わる力を身に付けさせるために、縦割班 活動等の異学年交流を推進するとともに、保小連携、小中連携、祖父母や地域の方々との交流 等を計画的に実施し、人と人のつながりを大切にする。
- ボランティア体験や福祉体験、勤労体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に実施し、 児童の豊かな心や生きる力の育成を図る。

(6) 保護者や地域の方への働きかけ

- 授業参観や保護者懇談会、教育講演会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- 個別懇談や家庭訪問等で、学校や家庭での児童の様子について情報を共有する。
- PTAの常任委員会等の各種会合や保護者懇談会、学校運営協議会等において、いじめの実態や指導方針等の情報を提供し、意見交換をする場を設ける。

6 いじめの早期発見のための取組

(1) 日常的な観察

- 教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、児童の人間関係の把握に努め、いじめの早期発見を図る。
- 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、児童がいるところに は教職員がいることを心がける。
- いじめの相談窓口があることを知らせ、相談しやすい環境づくりをする。
- 地域(警察や人権擁護委員、主任児童員など)とも児童の様子について情報を共有することができるよう連携を密に取る。

(2) 日記や連絡帳の活用

- 日記等から児童の交友関係や悩みを把握したり、連絡帳の活用を通したりして、担任と児童、保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築したりする。
- 気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(3) 「心と体と学習のアンケート」の実施

○ 「心と体と学習のアンケート」を年間2回(5月・11月)実施し、実態の早期発見に努める。 結果は担当が集計し、生徒指導委員会およびいじめ対策委員会で共通理解を図る。アンケート は年度ごとにまとめ、5年間保管する。

(4) 教育相談の実施

- 日常生活の中での教職員の声かけ等を通して、児童との信頼関係を形成し、児童が日頃から 気軽に相談できる環境をつくる。
- 「心と体と学習のアンケート」を活用した定期的な教育相談期間を年間 2 回(6 月・11 月)設けて、全児童を対象とした教育相談を実施し、一人一人の児童の思いや悩みをくみ取る。

7 いじめに対する早期対応

- (1) 正確な実態把握
 - いじめに関する相談や情報は、管理職に報告し、事実の有無を確認する。
 - いじめの事実確認を行う際は、当事者双方や周りの児童からの聞き取りを行い、正確な情報 収集や記録等に努める。
 - 管理職、生徒指導主事、関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。
 - 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。
- (2) 指導・支援体制の確立
 - いじめの事実が確認された場合は、速やかに「いじめ対策委員会」あるいは「生徒指導協議会」を開き、対応を協議する。
 - 協議では、全員で事実の共通理解を図り、指導のねらいや役割分担等を明確にする。
 - 町教育委員会や関係諸機関との連絡調整を密に行う。
- (3) 児童への指導・支援
 - いじめを受けた児童の保護に努め、心配や不安を取り除く等の支援を行う。
 - いじめを行った児童に対して、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うととも に、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。
- (4) 保護者との連携
 - 保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分協議する。
- (5) いじめ発生後の対応
 - 継続的に指導・支援を行う。学校カウンセラー等と連携し、児童の心のケアに努める。
 - 心の教育・命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

8 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
 - いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(「只見町いじめ防止基本方針」より)

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
- いじめ対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関(只見町いじめ問題調査委員会等)との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがある場合には、直ちに所轄警察署に 通報し、適切に援助を求める。

9 学校評価の実施

- いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、次の2 点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
 - ・ いじめの早期発見に関する取組に関すること。
 - ・ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

10 いじめ対策年間指導計画

月	教職員の活動	児童の活動(人間関係づくり等)	保護者等への活動
	○いじめ防止基本方針につい	○学級開き・学級ルールづくり	○いじめ対策についての説
	ての共通理解【職員会議】	【学級活動】	明・啓発
4月	○児童に対する情報交換	○地区子ども会	【PTA総会・学年懇談会】
	【職員会議・生徒指導協議会】	○新入生を迎える会【児童会】	○保護者との情報交換
			【学年懇談会・家庭訪問】
	○児童に対する情報交換	○運動会【行事】	
	【職員会議・生徒指導・学校	○ <u>田子倉湖散策</u> 【行事】	
5月	運営協議会】		
	○心と体と学習のアンケート		
	①実施		
	○ハイパーQUテスト①	○修学旅行【行事】	【第1回いじめ対策委員会】
6月	○教育相談 ○日帝に対する情報充格	○人権教育強化月間	○保護者との情報交換
	○児童に対する情報交換		【PTA常任委員会】
-	【職員会議・生徒指導協議会】 ○児童に対する情報交換	○七夕集会【児童会活動】	○保護者との情報交換
7月	○児里に対する情報交換 【職員会議・生徒指導協議会】	○七夕集芸【児里芸店期】 ○地区子ども会	【学年懇談会・個別懇談】
	○学校評価アンケート実施	○校内水泳記録会【体育】	十一卷帙云 同办卷帙
	○児童に対する情報交換		
8月	【職員会議・生徒指導協議会】		
	○児童に対する情報交換	○ふるさと登山【行事】	
9月	【職員会議・生徒指導協議会】	○ <u></u>	
		○ビオトープで生き物と親しもう【行事】	
	○児童に対する情報交換	○学校評価アンケート実施	○学校評価アンケート実施
10月	【職員会議・生徒指導協議会】	○陸上大会【行事】	
10 月	○学校評価アンケート実施	○校内マラソン記録会【体育】	
	○ハイパーQUテスト②	○学習発表会【行事】	
	○心と体と学習のアンケート	○町音楽祭【行事】	○保護者との情報交換
	②実施	○ふれあい交流【生・総】	【PTA常任委員会】
11月	○児童に対する情報交換		【第2回いじめ対策委員会】
1 - 2 / 4	【職員会議・生徒指導・学校		
	運営協議会】		
	○教育相談○児童に対する情報交換	○地区子ども会	○保護者との情報交換
12月	○児里に対する情報交換 【職員会議・生徒指導協議会】	○地区子とも芸○人権教育強化月間	○休暖有との情報交換 【学年懇談会】
	○児童に対する情報交換	○八権教育強化方面 ○スキー教室・記録会【体育】	【子十恋吹云】
	【職員会議・生徒指導・学校	() · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	運営協議会】		
1月	○いじめ防止基本方針につい		
	ての見直し【教育課程】		
	○学校評価アンケート実施		
2月	○児童に対する情報交換	○豆まき集会	○保護者との情報交換
4月	【職員会議・生徒指導協議会】		【PTA常任委員会】
3 月	○児童に対する情報交換	○6 年生を送る会【児童会】	○保護者との情報交換
0)1	【職員会議・生徒指導協議会】	○地区子ども会	【学年懇談会】